

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員退職手当規程

平成16年4月1日  
規程第 45 号

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

## (退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第4条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

## (在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者等に対する退職手当に係る特例)

第4条 役員のうち、学長（学長及び監事にあつては文部科学大臣）又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期

間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間に係る第2条第1項ただし書に規定する基本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、本学が別に定める額とする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち、前項に該当する者以外のものが退職した場合の退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず当該役員の退職の日に国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該役員の退職の日における基本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、本学が別に定める額とする。

(職員として在職した後引き続き役員となった者等に対する退職手当に係る特例)

- 第5条 本学の職員（教育研究系有期契約職員、有期契約職員及び無期契約職員を除く。以下同じ。）が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。ただし、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（平成27年規程第1号。以下「年俸制職員給与規程」という。）第2条第2項に規定する平成27年年俸制適用職員であった期間及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員退職手当規程（平成16年規程第58号。以下「職員退職手当規程」という。）第2条第2項に規定する他の国立大学法人等、同規程第2条第3項に規定する国等の機関及び同規程第2条第4項に規定する地方公共団体等の機関において年俸制職員給与規程第2条第2項に規定する平成27年年俸制適用職員に相当する職員であった期間は、その者の役員として引き続いた在職期間には含まない。
- 2 前項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の基本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規程第11条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額に同規程の規定により算出した退職手当の調

整額を加え、同規程附則（平成18年4月1日施行）第3項から第6項までを適用した額とする。

- 3 役員が、引き続いて職員となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

（再任等の場合の取扱い）

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給）

第7条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に支給するものとし、本人が死亡したときは、その遺族に支給するものとする。ただし、役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、退職手当は支給しない。

（退職手当の支給制限等の取扱い）

第8条 退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納等の取扱いについては、職員退職手当規程第12条から第17条までの規定を準用する。

（遺族の範囲及び順位）

第9条 第7条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - （2）子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - （3）前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - （4）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位は、前項各号の号数の昇順とし、第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあっては、当該各号に掲げる順によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（端数の処理）

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(退職手当の額に係る経過措置)

2 当分の間、退職した者に対する退職手当の額は、第2条第1項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年3月26日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

2 改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員退職手当規程附則第2項の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月26日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。